

参考資料3:教育啓発(心のバリアフリー)の取組事例

事例1 駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取組(公共交通事業者)

- ・ 優先座席や携帯電話利用マナーの啓発アナウンスやステッカーの貼付、障がい者やベビーカーをご利用のお客様へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスター掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナーの向上に向けた啓発に取り組んでいます。



駅・車内における共同ポスター



国土交通省 高齢者障がい者用施設等の
適正利用推進キャンペーンポスター
(令和4(2022)年度)

事例2 「サービス介助士」の資格取得の推進(公共交通事業者)

- ・ 高齢者や障がい者など多様な人が暮らす社会で、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して円滑にサービスを利用いただくため、その人やその場で必要とされる支援を適切に実施できるようになることをめざし、職員へのサービス介助士の資格取得の推進に取り組んでいます。
- ・ 高齢の人や障がいがある人を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」について、テキストやインストラクターの講義から体系的に学ぶだけでなく、実技教習での演習やディスカッションにより実践することで相手の立場に立ったコミュニケーションの力を養っています。

事例3 障がいに関する理解を深めるための職員研修(大阪市)

- ・ 障がいや障がいのある人への理解を深め、適切な配慮及び市民対応等を行えることを目指し、全職員を対象に、多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮を理解し、ちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会(共生社会)を目指す「あいサポート運動」に関する研修とあわせて、障がい者差別の解消に向けて、正しい知識の習得と理解を深めることを目的とした「障がい者差別の解消」に関する研修を実施しています。

事例4 「あいサポート運動」の実施(大阪市)

- ・ 多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなどちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会(共生社会)を目指す運動を実施しています。
- ・ 大阪시가委託した大阪市障がい者相談支援研修センターが、企業の従業員や団体、個人を対象に、あいサポート研修を実施することにより、多くの方に、障がいのある方が困っているときに、日常生活の中でできる範囲で手助けする人(あいサポーター)になっていただき、あいサポートの輪を広げています。
- ・ あいサポート研修では、障がいについて理解するためのDVDの視聴や、様々な障がいの特性や支援に関する取組及び関連法等についての説明、簡単な手話講座等を実施しています。



あいサポートバッジ

事例5 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集(大阪市)

- ・ より多くの幅広い世代に「ひとにやさしいまちづくり」に興味と関心を持ってもらうため、中学校・高等学校の生徒の方を対象に、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集しています。
- ・ 障がいのある方や高齢の方がまちに出て建造物や公園・歩道・公共交通機関等を安全・快適・便利に利用できる配慮がどのようになされているかを、自ら実地に調査・発見し、その発見した「やさしさ」をまとめたレポートの作成を通し、バリアフリーへの関心の喚起に取り組んでいます。
- ・ また、応募作品について、「心の輪を広げる体験作文」および「障がい者週間のポスター」の募集により寄せられた作品とともに、障がい者週間(12月3日～9日)の際に、市役所本庁舎に展示し、市民啓発を実施しています。

事例6 「総合的な学習の時間」等における交流及び体験学習の実施(大阪市)

- ・ 障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図っています。
- ・ 市立小中学校及び義務教育学校における体験学習として、車椅子に乗って校舎内を移動したり、友達に乗っている車椅子を押したり、アイマスク体験でのアイマスクを装着しての歩行や階段の昇降・手引きをしたりすることで、実際に移動する事の難しさや介助する時に気を付けること等を学習しています。
- ・ また、「ふくし」とは何か?という話を聞くこと等や自身の体験等を通じて、「自分たちに何ができるだろうか。」と真剣に考え、「自転車の止め方には気を付けよう。」「困っている人がいたら声をかけよう。」など、実生活にも生かすことができるよう取り組んでいます。



事例7 市民ボランティアとの協働による放置自転車対策(大阪市)

- ・ 道路上に放置されている自転車に対する整理・啓発活動に取り組んでいただけるよう市民協働の取り組みとして、市民の皆さんに放置自転車の整理・啓発活動を行っていただく制度として、市民ボランティアによる啓発指導員(サイクルサポーター)を創設しています。この取り組みにより、自転車を放置しにくい雰囲気づくり、また、近距離の自転車利用を控えていただくことを目指しています。(令和3(2021)年3月時点で約130団体を登録)
- ・ また、キャンペーンなど地域住民と協働した啓発や、小学生の絵を路面シートにした絵画シートの貼付、ポスター等による啓発に取り組んでいます。



事例8 路上違反簡易広告物撤去活動員制度(愛称:「かたづけ・たい」)の募集(大阪市)

- ・ はり紙や立看板等の路上違反簡易広告物について、大阪市は、地域住民との協働の観点から、市による撤去作業に加え、希望する市民ボランティア団体を「路上違反簡易広告物撤去活動団体(愛称:かたづけ・たい)」として認定しており、市内全域でその活動を支援しています。(令和4(2022)年10月末現在で市民団体・法人あわせて約80団体、約1,500名を登録)
- ・ また、大阪市内の認定道路において、指導の際に啓発リーフレットを配布し、道路の不正使用に対する意識の向上を図っています。